

Title	ミャンマーにおける裁判所の構造と機能
Sub Title	Structure and functions of courts in Myanmar
Author	U Sein □Than(Matsuo, Hiroshi) 松尾, 弘
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2013
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.27 (2013. 10) ,p.29- 37
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集：ミャンマーにおける法・司法制度改革の現状と展望
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20131025-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特集：ミャンマーにおける法・司法制度改革の現状と展望

ミャンマーにおける裁判所の構造と機能

セイン・タン*

松尾 弘／訳

序論
連邦最高裁判所
管区および州の高等裁判所
自治管区および自治区の裁判所
県裁判所
郡区裁判所
法律によって設置されたその他の裁判所
少年裁判所
都市犯罪裁判所
交通裁判所
結語

序論

ミャンマーにおける現在の司法制度は、2008年ミャンマー連邦共和国憲法に従って司法の職務を円滑に実施するために、2010年10月28日、連邦司法制度法（the Union Judiciary Law）を制定することによって採用されました。

したがって、ミャンマーにおける現在の裁判所は、2008年憲法および

* ミャンマー連邦最高裁判所事務局長（the Director General in the Supreme Court of the Union in Myanmar）。

2010年司法制度法によって設立されたものです。それらは、――

連邦最高裁判所（Supreme Court of the Union）、

管区および州の高等裁判所（High Courts of the Region and the State）、

自治管区および自治区の裁判所（Courts of the Self-Administered Division and Self-Administered Zone）、

県裁判所（District Courts）、

郡区裁判所（Township Courts）、

法律によって創設されたその他の裁判所（Other Courts constituted by law）

軍事裁判所（Courts Marshal）、

連邦憲法審議会（Constitutional Tribunal of the Union）

ミャンマーにおけるすべての裁判所が、今では、立法府および行政府と並ぶ独立した法的組織として存在します。

連邦最高裁判所

連邦最高裁判所は、2008年憲法および2010年司法制度法の規定に従って創設されました。連邦最高裁判所は、ミャンマーでは最上級の裁判所として位置づけられておりますが、それは連邦憲法審議会および軍事裁判所の権限を侵すものではありません。連邦最高裁判所はミャンマーの首都ネピドーに存在します。連邦最高裁判所の長は、連邦最高裁判所長官と呼ばれています。憲法の下で、長官を含む最高裁判所の判事は、最低限7名・最大限11名が任命されます。現時点では、最高裁判所には長官を含めて7名の裁判官がおります。

連邦最高裁判所は、最上級の上訴裁判所です。それは上告事件および再審事件を審理する権限もっています。それはまた、第1審として事件を審理することを可能にする独自の管轄権もっています。連邦最高裁判所だけが以下に掲げる独自の管轄権をもちます。

- (a) 連邦政府によって締結された2国間条約に起因する事項、
- (b) 憲法問題を除き、連邦政府と管区または州の政府との間で生じたその他

の紛争、

- (c) 憲法問題を除き、管区同士の間、州同士の間、管区と州の間、連邦と管区または州との間に生じたその他の紛争、
- (d) 国際的な水域または空域で犯された海賊、その他の犯罪、および陸上または国際的な水域もしくは空域で国際法に反して犯された犯罪、
- (e) 法律によって規定された事件です。

連邦最高裁判所は、死刑の確認および死刑判決に対する上訴に関する管轄権をもちます。それはまた、それ自身によって自らに移送された事件、およびある裁判所から他の裁判所への移送に関しても管轄権をもちます。以前の最高裁判所によって行使された管轄権とは異なり、連邦最高裁判所は以下のような令状を発出する権限をもっています。すなわち、——

- (i) 人身保護令状、
- (ii) 職務執行令状、
- (iii) 禁止令状、
- (iv) 権限開示令状、
- (v) 移送令状

を発出する権限をもっています。

連邦最高裁判所によって独自の管轄権を行使して最終的かつ決定的な判決を下された事件、または他の裁判所の判決に対して連邦最高裁判所によって最終的かつ決定的な判決を下された事件であっても、連邦最高裁判所の2名の裁判官から構成される特別法廷による特別上告が認められた場合は、かつて大法廷として知られていた特別上告法定によって審理され、判決が下されることがあります。特別上告法廷は、連邦最高裁判所の長官および2名の裁判官を含む3名の裁判官から構成されます。特別上告が行われることは稀です。重大な問題が生じた場合にのみ、連邦最高裁判所は民事事件および刑事事件における特別許可により、特別上告によって介入します。特別上告法廷の判決は、最終的かつ決定的です。

連邦最高裁判所は、自治部門および自治区の裁判所、県裁判所、郡区裁判

所、法律によって創設されたその他の裁判所が刑事事件および民事事件の裁判をするための管轄権を定める権限もっています。それは、必要に応じて、原則、規則、通達、命令、指示、手続およびマニュアルを発出することができます。

さらに、連邦最高裁判所は、連邦におけるすべての裁判所に対する監督権限もっており、その判断はすべての裁判所を拘束します。それは管区または州の高等裁判所、自治管区または自治区の裁判所、および県裁判所における重要な事件を1名以上の裁判官で構成される法廷によって裁判することを命じることができます。

連邦最高裁判所は、連邦議会に対し、定められた方法により、司法関連の予算案を提出する権限もっています。

管区および州の高等裁判所

管区および州の高等裁判所は、2008年憲法および2010年連邦司法制度法に基づき、各管区および州に設置されました。全国に14の管区または州の高等裁判所が存在します。憲法の下で、各管区または州の高等裁判所には、長官を含めて最低限3名から最大限7名の裁判官を任命することになっています。現時点では、高等裁判所の長官および裁判官は、これらの管区または州の裁判所の業務量に応じ、連邦大統領によって任命されています。現在、52名の高等裁判所裁判官が任命されておりますが、そのうち男性裁判官が36名、女性裁判官が16名です。

高等裁判所は、第1審の管轄権をもつ裁判所として、あらゆる種類の刑事事件を、また、訴額ないし訴訟物の価額の制限なしに民事事件を審理し、判断することができます。しかしながら、高等裁判所は、特別の状況によって要求される場合を除き、通常は刑事事件を第1審裁判所として受理し、審理することはありません。

高等裁判所は、控訴裁判所として、その下級裁判所である自治管区または自

治区の裁判所、県裁判所〔および郡区裁判所〕が下したあらゆる判決または命令に対する上訴について、審理し、判決を下します。

管区または州の高等裁判所の裁判官は、自治管区または自治区の裁判所、県裁判所および郡区裁判所によって下された判決、命令、決定に対する控訴に対して判決を下します。彼らはまた、その管区または州の範囲内において、ある裁判所から別の裁判所への事件の移送に関しても裁判をします。

管区または州の高等裁判所は、連邦最高裁判所の指導に従い、それが管轄する管区または州の中にあるすべての裁判所に対し、司法に関する業務を監督します。

自治管区および自治区の裁判所

自治管区および自治区の裁判所は、2008年憲法および2010年連邦司法制度法によって設置されました。県裁判所の管轄権と同様に、自治管区および自治区の裁判所の裁判官は、刑事訴訟法典に従い、刑事事件の第1審、控訴審および再審の管轄権を付与されています。それらはまた、民事訴訟法典に従い、民事事件の第1審、控訴審および再審の管轄権も授与されています。自治管区および自治区の裁判所の裁判官は、その各々の自治管区または自治区の管轄権の範囲内に所在するすべての郡区裁判所の司法関連の事項につき、連邦最高裁判所および管区または州の高等裁判所の指導に従い、監督を行います。

県裁判所

県裁判所も、2008年憲法および2010年連邦司法制度法の下で設置されました。全国で合計67の県裁判所が存在します。各々の県裁判所に1人の県裁判所裁判官が連邦最高裁判所によって任命されています。また、各々の県裁判所の業務量に応じ、裁判官および裁判官補が追加的に任命されています。といったような裁判官がそれぞれ業務量、それから状況に応じて任命されております。現時

点では、全国で合計146名の県裁判所裁判官が任務についています。そのうち、70名が男性、76名が女性の裁判官です。

県裁判所の裁判官は、刑事訴訟法典および民事訴訟法典の規定に従い、連邦最高裁判所により、裁判権が与えられています。すなわち、彼らは、刑事訴訟法典に従い、刑事事件に関する第1審、控訴審および再審の管轄権が付与されています。また、民事訴訟法典に従い、民事事件の第1審、控訴審および再審の管轄権が授与されています。第1審を管轄する裁判所として、県裁判所は、死刑または終身刑を科すことのできる重大な刑事事件、および訴額または訴訟物の価額が5億チャットを超えない民事事件につき、審理を行い、判決を下します。県裁判所は、連邦最高裁判所および管区または州の高等裁判所の指導に従い、その管轄権の範囲内にあるすべての郡区裁判所の司法関連業務を監督します。

郡区裁判所

郡区裁判所も、2008年憲法および2010年連邦司法制度法によって設置されました。全国で合計324の郡区裁判所が存在します。各々の郡区裁判所には1名の郡区裁判官が連邦最高裁判所によって任命されています。また、その業務量に応じ、郡区裁判官または裁判官補が追加的に連邦最高裁判所によって任命されます。現時点では、郡区裁判所には738名の裁判官が存在します。そのうち、男性裁判官が446名、女性裁判官が292名となっています。

郡区レベルの裁判官に対しては、刑事訴訟法典および民事訴訟法典の規定に従い、連邦裁判所によって裁判権が付与されています。

郡区裁判官は、裁判所行政に対して責任を負う公務員でもあります。郡区裁判官は、郡区裁判所で受理されたすべての事件を郡区裁判所の〔追加的に任命された〕他の裁判官に割り当てる権限をもっています。しかし、各々の裁判官は、分配された事件に関し、独立して裁判権をもちます。

郡区裁判所は、主として第1審の裁判権をもつ裁判所です。郡区裁判所の裁

判官は、その地位に関していえば、懲役7年までの判決を下すことのできる治安判事としての権限を特別に授与されています。追加的に任命された裁判官の場合は、特別に治安判事としての権限をとくに授与された場合にのみ、懲役7年を超えない判決を下すことができます。その他の裁判官補は、第1級、第2級、第3級といった治安判事としての権限に従い、判決を下すことができます。

民事事件に関しては、訴額または訴訟物の価額が1,000万チャットを超えない場合は、郡区裁判所の裁判官および追加的に任命された裁判官によって裁判をすることができます。また、訴額または訴訟物の価額が300万チャットを超えない場合は、郡区裁判所の裁判官補によって裁判が行われます。郡区裁判所の裁判官は、その地位に関しては、1993年児童法によって特別に授与された少年事件の管轄権をも行使します。

法律によって設置されたその他の裁判所

法律における特別規定により、または人口の多い地域で不意に事件が起こった場合に、特別裁判所が設置されます。特別裁判所は、少年裁判所、都市犯罪を審理する裁判所、交通犯罪を審理する裁判所等、何らかの特別法の下で、迅速かつ実効的な審理を行うために、連邦最高裁判所によって特別に設置されます。これらの特別裁判所の裁判官として、合計23名が任命されており、裁判官としての機能を果たしています。

少年裁判所

かつての国家法秩序回復評議会（the State Law and Order Restoration Council: SLORC）は、1993年に児童法を制定しました。1993年児童法は、子どもの権利に関する国連条約において定められた子どもの権利を実現するために制定されました。ミャンマー連邦共和国における司法行政では、少年犯罪は、犯罪の重大性にかかわらず、大抵は管轄権をもつ裁判所が簡易な手続によって審理しま

す。この立法は、通常の場合には、少年の犯罪者が明白な良心、信用、能力、高い道徳を身につけて、正常な生活に戻ることができるよう、可能な限り寛大な処分を行うことを意図しています。この〔立法の〕精神を達成するために、少年の犯罪者に対しては、死刑、終身刑および7年以上の懲役刑を科すことが禁じられています。

児童法に従い、郡区裁判所〔の裁判官〕には少年事件を審理する管轄権が授与されています。ヤンゴン市の開発区にある20の郡で起こった少年事件を審理するために、特別の少年裁判所（ヤンゴン）が設置されています。また、マンダレー市の開発区における5つの郡で起こった少年事件を審理するために、特別の少年裁判所（マンダレー）も設置されました。それ以外の場合には、少年裁判所は各々の郡区裁判所の建物の中に分離されて設置されており、事件は郡区裁判官によってのみ裁判が行われます。

都市犯罪裁判所

都市犯罪を審理するために、ヤンゴン市開発委員会との協議を経た後に、7つの特別裁判所が開設されました。この裁判所が取り扱う都市犯罪とは、現行のヤンゴン市都市法、規則、条例、命令、指令の規定に反する行為、および旧国家法秩序回復評議会（SLORC）によって制定され、現在でも有効なそれらの法令に違反する犯罪を含む行為です。

マンダレーにおいても、マンダレー市開発委員会との協議の後に、4つの特別裁判所が設置され、都市犯罪を審理しています。同様に、ネピドー地区にも、1つの特別裁判所が設置され、そうした都市犯罪を審理しています。

交通裁判所

車両規則および道路規則に違反した者を審理するために、交通規則執行監督委員会（the Traffic Rules Enforcement Supervision Committee）との協議により、もっぱらそうした目的のための特別裁判所が、ネピドー地区に1つ、ヤンゴン市の開発区に7つ、マンダレー市の開発区に2つ設置されています。

結語

結びとして、ミャンマーでは、2010年連邦司法制度法によって具体化された司法の諸原則に従い、様々なレベルにおける裁判所が裁判、司法行政、その他の司法関連の機能を果たしているということが出来ます。さらに、以下のような司法に関する標語をすべての裁判官が胸に念頭に置いています。すなわち、――

- ・法に基づいて裁判する
- ・公正かつ迅速に裁判する
- ・手続に則って行為する
- ・汚職および賄賂を退ける
- ・裁判所の清廉性と信望を維持する

というものであります。